

第6章 埋立工法の設計

6.1 埋立工法の構成及び用語の定義

埋立工法の構成及び用語の定義は、以下のとおりとする。

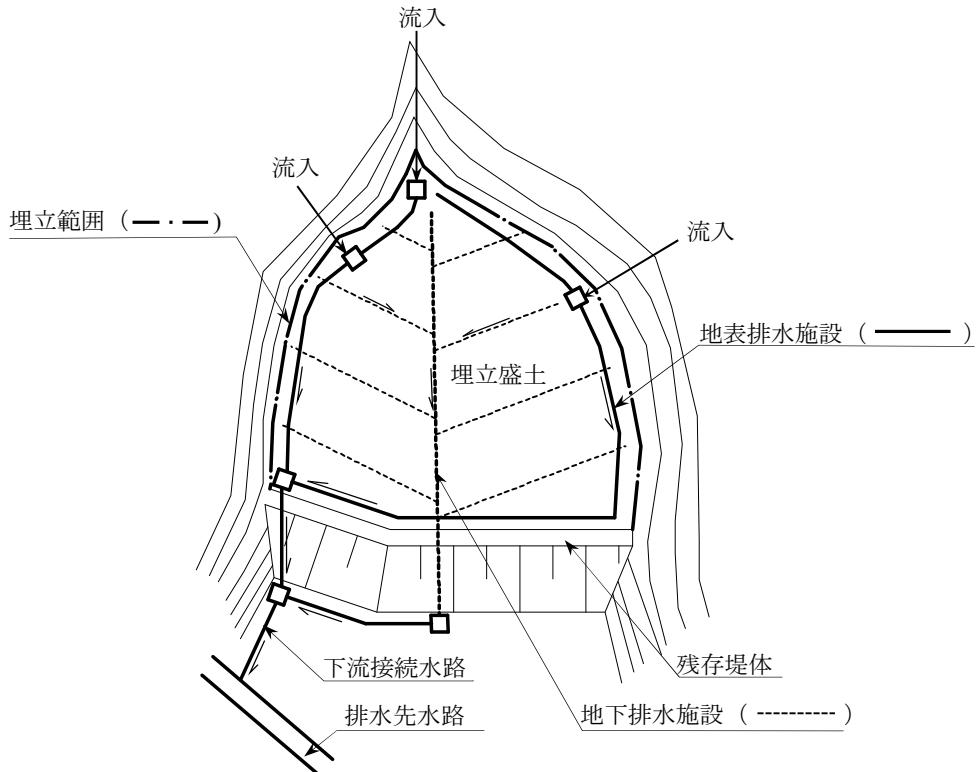


図-6.1.1 埋立工法の各構成部位の名称

埋立盛土：ため池池内を埋め立てた盛土をいう。

埋立範囲：埋立盛土によりため池を埋め立てた範囲をいう。

地表排水施設：埋立範囲の区域内及び周辺に溢水などの被害が生じないよう、埋立区域の外周、溪流の流入部等に設置する一連の排水施設をいう。

地下排水施設：埋立盛土地盤のすべりや沈下等が生じないよう、池底や地表水の集中する埋立盛土と地山との接続部、湧水のある箇所等に設置する一連の地下排水施設をいう。

下流接続水路：地表排水施設や地下排水施設から下流の排水先水路に至る区間において、ため池廃止に伴い、平面形や縦断形の取付け整備が必要となる水路等一連の施設をいう。

排水先水路：下流接続水路の排水先となる水路や河川等をいう。

残存堤体：存置する現況堤体部分をいう。

6.2 埋立盛土

埋立盛土の設計に際しては、埋立て後に流入水が貯留しないように埋め立てるものとし、適切な盛土材により、必要な安定性を確保することが必要である。

(1) 原地盤の処理

盛土の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々であるので、現地踏査、土質調査等によって原地盤の適切な把握を行うことが必要である。

調査の結果、軟弱地盤として対策工が必要な場合は、地盤改良等により適切に処理するものとする。

(2) 盛土材料

盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認する必要がある。また、切土からの流用土又は付近の土取場からの採取土を使用する場合には、これらの現地発生材の性質を十分把握するとともに、次のような点を踏まえて適切な対策を行い、品質の良い盛土を築造する。

- ・岩塊、玉石を多量に含む材料は、盛土下部に用いる等、使用する場所に注意する。
- ・頁岩、泥岩等のスレーキングしやすい材料は用いないことを原則とするが、やむを得ず使用する場合は、その影響及び対策を十分検討する。
- ・吸水性、圧縮性が高い腐植土等の材料を含まないようにする。
- ・高含水比粘性土については、含水量調節及び安定処理により入念に施工する。
- ・比較的細砂で粒径のそろった砂は、地下水が存在する場合に液状化するおそれがあるので、十分な注意が必要である。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければならない。

(3) 盛土高

盛土の高さは、原則として現況堤体の高さ以下とし、現場条件に応じて、堤体の掘削土を活用して埋め立てるなど、堤体の切下げを検討する。また、流入水が貯留しないように埋め立てるものとする。

(4) 法面勾配

盛土法面の勾配は、法高、残存堤体の土質や盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として30度以下 (1:1.8=29.05度) とする (図-6.2.1)。なお、次のような場合には、盛土法面の安定性の検討を十分行った上で勾配を決定する必要がある。

- ・盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合
- ・盛土箇所の原地盤が不安定な場合
- ・盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
- ・締固め難い材料を盛土に用いる場合

法高が大きい場合、5~7m程度ごとに小段を設けることを原則とする。小段幅は1~2mとすることが一般的である (図-6.2.2)。

また、この場合、二つの小段に挟まれた部分は単一勾配とし、地表水が集中しないように適切に小段

に排水勾配や排水路を設ける。

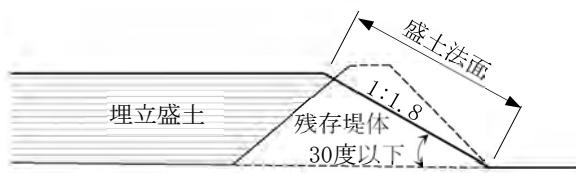


図-6.2.1 盛土法面の勾配

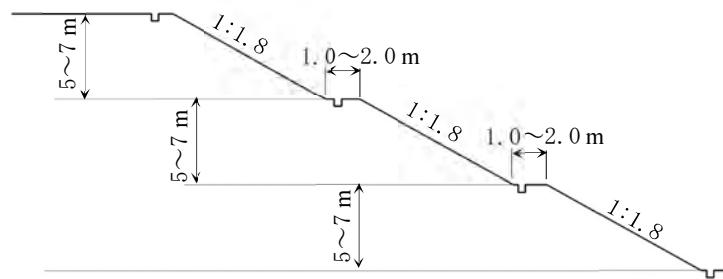


図-6.2.2 盛土法面の小段の設置例

(5) 法面の保護

法面は植生工等で保護するものとする。

(6) 安定性の検討

「宅地造成及び特定盛土等規制法」に規定される規制区域内に位置するため池について、跡地利用を公共施設用地※以外にする場合、一定の規模以上の盛土等（p. 55参照）は、同法の規制対象となることから、都道府県知事等への許可申請又は届出が必要になる。この場合、既存の堤体及び埋立部分を合わせて同法の規制対象となる盛土として扱われるため、同法に規定された技術基準等に沿った工事の施工が必要となり、既存の堤体も含めて安定性が確保される必要がある。安定計算は、「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」の「別添5：盛土等防災マニュアル」（p. 43参照）に基づいて実施する。

跡地利用を公共施設用地※にする場合は、関連する技術基準等に基づき、必要に応じて盛土の安定性の検討を行う。

※公共施設用地

道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設、国又は地方公共団体が管理する施設（学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）

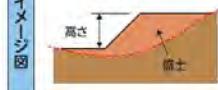
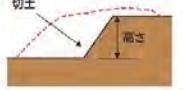
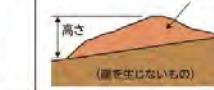
【参考】「宅地造成及び特定盛土等規制法」の許可対象となる盛土等の規模

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にい、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 3,000m超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m超 1,500m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超 3,000m超 となるもの
イメージ図		

*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

出典：盛土規制法パンフレット（事業者用）（令和5年3月発行：国土交通省都市局都市安全課・農林水産省農村振興局農村計画課・林野庁森林整備部治山課）

【参考】「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行に伴うため池の取扱いについて（通知）<抜粋>

農業用ため池は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第2条及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第1条に定める「公共の用に供する施設」に位置付けられているため、規制区域内における農業用ため池の防災工事や公共の用に供する施設にするための廃止工事に伴う盛土その他の土地の形質の変更は、盛土規制法の規制対象外となる。

一方、公共の用に供する施設の用地を、公共の用に供する施設以外の用地にするための盛土や切土等の工事は、盛土規制法の規制対象となるため、農業用ため池の廃止により、廃止後の用地が公共の用に供する施設以外の用地となる場合の取扱いを以下に示す。

1 一定の規模以上の埋立てによる廃止工事を行う場合は、盛土規制法の規制対象となる。この場合、既存の堤体及び埋立て部分を合わせて盛土規制法の規制対象となる盛土として扱われるため、盛土規制法に規定された技術的基準等に沿った工事の施工が必要となり、既存の堤体も含めて安定性が確保される必要がある。

出典：「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行に伴うため池の取扱いについて（通知）（令和5年5月30日付け 5農振第720号農林水産省農村振興局整備部防災課長通知）

6.3 排水施設

排水施設は、溪流、雨水、湧水及び地下水の流入などに対して地表水及び地下水が安全に排除できるように計画する。

(1) 地表排水施設

盛土法面の法尻、埋立区域の外周、溪流や湧水の流入箇所など必要な箇所に地表排水施設を設置する(図-6.3.1)。地表排水施設の対象流量は、排水先水路の計画を踏まえ、地区の実情に応じて適切に設定する。この時、埋立てにより決壊のおそれはないことから、ため池の設計洪水量を対象とする必要はない。

排水施設の断面規模は、マニング公式による等流計算により決定する。この時、次の事項に留意して計画する。

- ・排水先水路までの間の現況水路が狭小な場合等、必要に応じて下流接続水路の整備を計画する(「4.4 下流接続水路の設計」参照)。
- ・水路の構造については、跡地利用の方法や経済性を踏まえ、検討する。
- ・廃止するため池の上流に別のため池や防火用水施設等があり、下流地域の用水路として利用されている場合、必要な水量が流下できる断面を設定する。
- ・溪流等、流入部が明らかな場合、地表排水路との接続部に土砂溜柵などを設け、土砂の流下を防止する等の工夫を行う。
- ・盛土面から、下流接続水路に接続する際に急流工が生じる場合は、「4.5 附帯施設の設計 (2) 放流部」を参考に構造を検討する。

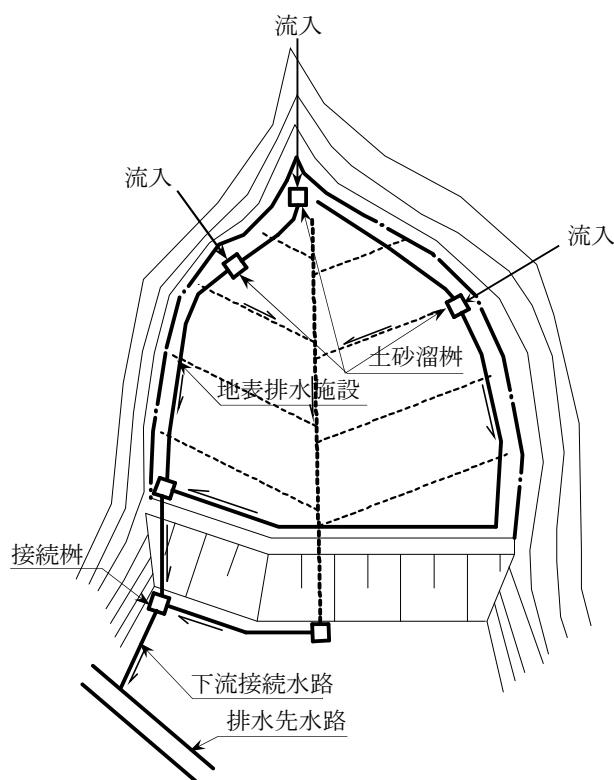


図-6.3.1 地表排水施設の配置例

(2) 地下排水施設

基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぎ、盛土の安定を図るために地下排水施設を設置する。地下排水施設の設置に当たっては、次の事項に留意して計画する。

- ・地下排水施設は、一般に盛土最下部に盛土地盤全体の安定を保つ目的で設置され、盛土を施工する前の基礎地盤にトレーンチを掘削して埋設する。
- ・地下排水施設は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に、樹枝状に集水管（本管、補助管）を設置することを基本とする（図-6.3.2、6.3.3）。
- ・集水管は、図-6.3.4に示す形状を標準とし、管材とそれをとりまく通水性が高いフィルター材等で構成する。
- ・集水管は、沢底部に設ける本管と、本管から樹枝状に設置した補助管で構成され、盛土に対して十分な耐荷重性を有す管材を選定する。集水管の口径は、本管300 mm以上、補助管200 mm以上を標準とし、流域が大規模なもの等はマニング公式による等流計算により口径を選定する。
- ・補助管の設置間隔は40 mを標準とし、渓流等をはじめとする盛土等の地下水が多いことが想定される場合等は設置間隔を20 mとする。
- ・地下排水施設の対象流量は地表排水量や周辺からの湧水量などの状況を踏まえ、適切に設定する（地下排水施設の排水量の計算例はp. 59参照）。
- ・残存堤体を通過する区間は、旧底樋管の利用が可能であれば利用してもよい。
- ・地下排水施設の流末は、維持管理や点検が行えるように樹、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とする（図-6.3.5）。

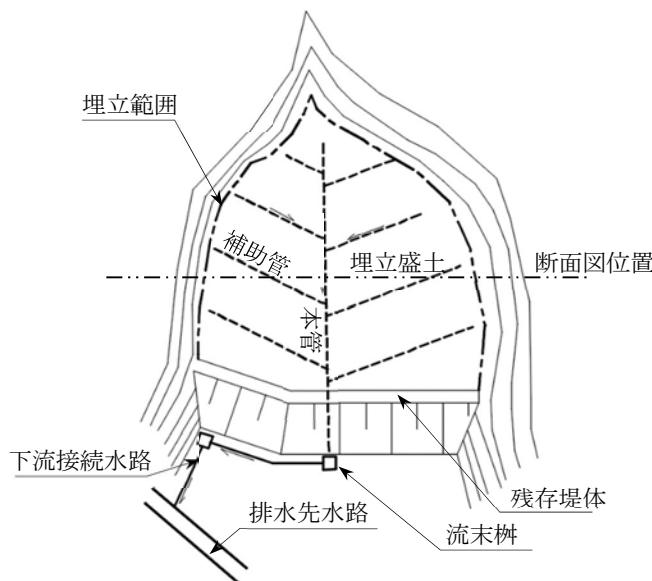


図-6.3.2 地下排水施設の配置例（平面図）

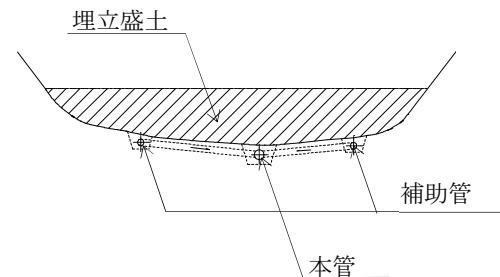


図-6.3.3 地下排水施設の配置例（断面図）

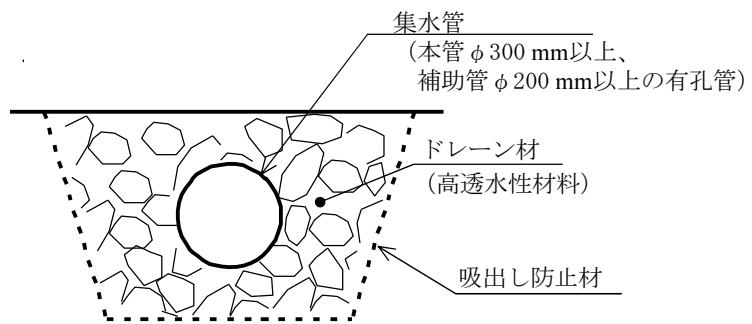


図-6.3.4 集水管の断面例

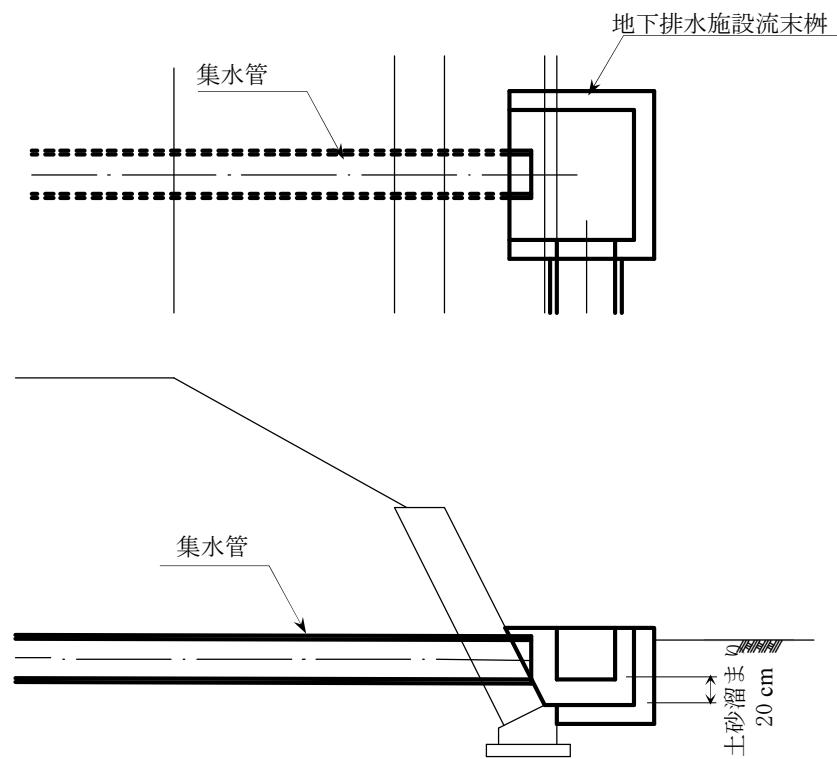


図-6.3.5 流末枠の設置例

【参考】地下排水施設の排水流量の計算例

①地下排水施設の排水流量の算定方法

地下排水施設の排水流量の算定に当たっては、現況の湧水量及び常時の平水量を測定して定めることが望ましいが、実態を把握しにくい場合は、次に示す日雨量及び流域面積等を指標とする方法により算定することも可能である。

$$q = \frac{R \times p \times 10,000}{N \times 86,400}$$

$$Q = A \cdot q$$

Q : 排水流量 (ℓ/s)

q : 単位排水流量 (ℓ/s · ha)

R : 計画日雨量 (mm/d)

p : 地下浸透率 = $(1-f)$ 、 f : 流出率

N : 排除日数 (d)

A : 流域面積 (ha)

ここで、計画日雨量は5～10年確率の降雨強度を基本とし、集水性が高い場合や盛土規模が大きい場合には総合的に判断し、適切な降雨強度を用いる。多量の湧水が認められる場合はその量を考慮することが望ましい。

また、地下排水施設の仕様検討に当たっては、上式で求まる排水流量に対して5割の余裕を見込むものとする。

なお、流出率が大きい場合は、排除日数を3日程度に短縮して安全性をもたせる。また、排除日数は計画基準雨量の40%を7日排除とした事例が多いが、30%を2日排除としている事例もある。

②計算事例

流域面積2haの排水流量を求める。

R : 計画日雨量 = 161.7 (mm/d)

p : 地下浸透率 = 0.2

N : 排除日数 = 2 (d)

A : 流域面積 = 2 (ha)

$$q = 161.7 \times 0.2 \times 10,000 / (2 \times 86,400) = 1.872 \text{ (ℓ/s · ha)}$$

$$Q = 2 \times 1.872 = 3.744 \text{ (ℓ/s)}$$

→地下排水施設の仕様検討に当たっての排水流量 = $Q \times 1.5 = 3.744 \times 1.5 = 5.616 \text{ (ℓ/s)}$

引用・参考文献

盛土等防災研究会：盛土等防災マニュアルの解説（令和5年11月）

(社)日本道路協会：道路土工 盛土工指針（平成22年度版）（平成22年4月）

第7章 施工計画

施工計画は、所定の期間内に、設計条件を満足する施設を経済的かつ安全に建設することを目的に作成する。

計画立案に際しては、現地状況を十分把握し、廃止ため池までの進入経路、残留水の落水方法、環境への影響の有無等について検討した上で、適切な施工機種及び工法を選定する。

(1)施工フロー

各工法の一般的なため池廃止工事の施工フローを図-7.1、図-7.2に示す。

ア 堤体開削工法、暗渠工法

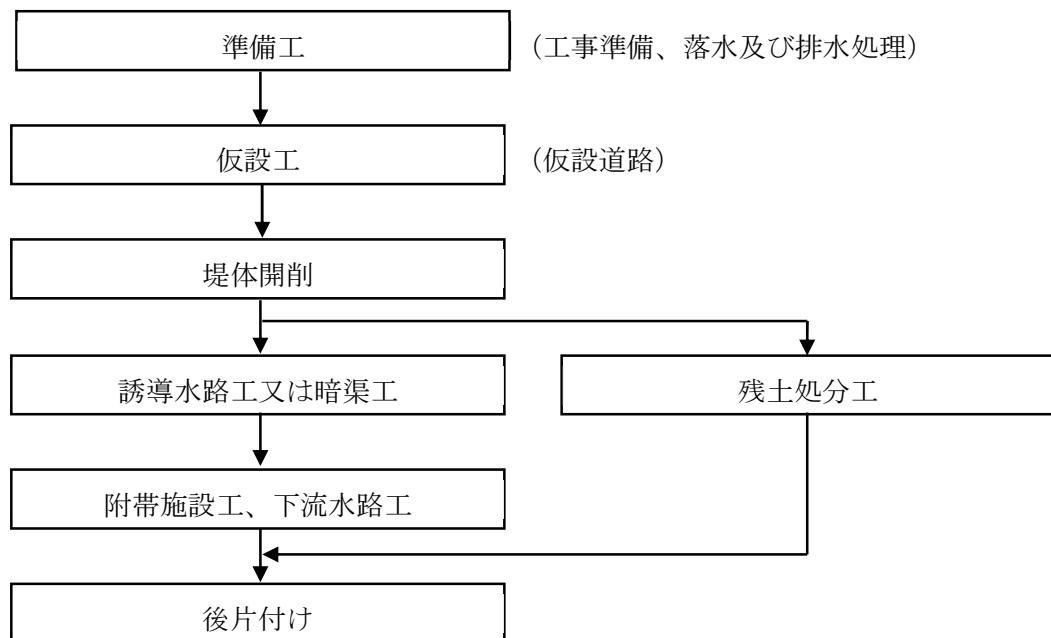


図-7.1 堤体開削工法、暗渠工法の施工フロー

イ 埋立工法

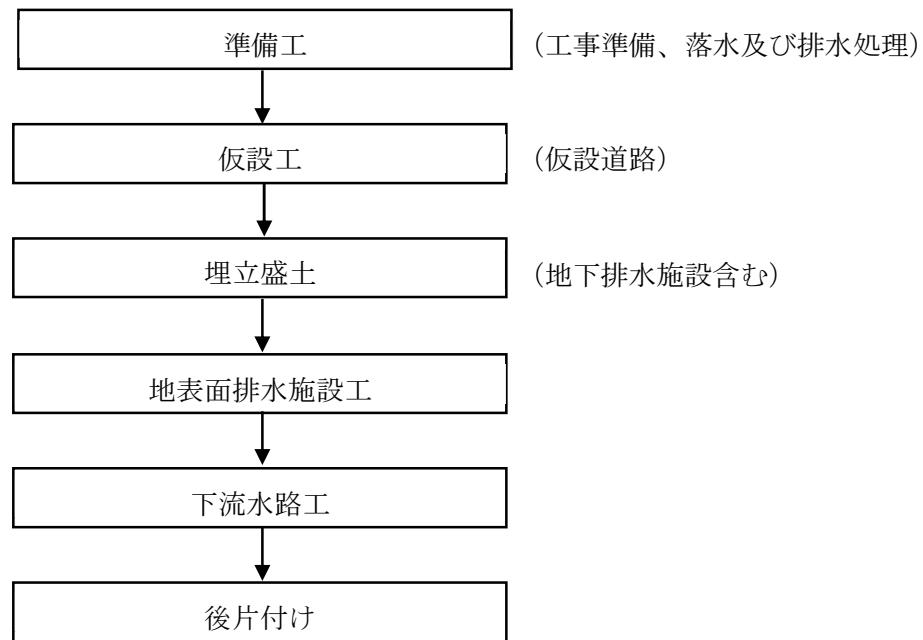


図-7.2 埋立工法の施工フロー

(2) 施工内容

ア 落水及び排水処理

- ・ため池の落水はできるだけ早期に行い、工事箇所をドライな状態にする。落水の時期はため池管理者と十分調整する必要がある。
- ・現況底樋で落水できない残留水が池底に存在する場合は、池底に排水溝を設けることが有効である。
- ・現況底樋で落水できない場合、仮排水ポンプ、仮設サイホン施設、仮排水ポンプ及び仮設サイホン施設の併用等、排水量に応じて検討の上、適切な方法で排水を行う。
- ・貯留水の排水に当たっては、下流水路等の通水能力を超えないよう排水量を定めるものとし、排水期間中の降雨を考慮した上で排水規模を決定する。
- ・堤体を開削しながらの落水は、工事中に堤体が決壊する等のおそれがあることから、施工の安全性を確保するため行つてはならない。
- ・工事中の排水は、原則としてポンプ排水により行う。口径、台数、稼働日数は、現場における排水量及び施工計画により決定する。なお、排水ポンプを設置するに当たり、土砂やごみ等をできるだけ吸い込まないよう、必要に応じ釜場等を設置するものとする。

イ 安全管理

- ・工事用進入路の出入口等には、一般車両の通行に支障を来さないよう、必要に応じて交通誘導員、安全標識等を配置し、安全管理に努める。

ウ 仮設道路

- ・仮設道路は、工事用資機材、土砂等の搬入出を目的に、工事現場内に設置する道路であり、地形、

作業手順、施工機械の種類等を考慮し計画する。

- ・ため池内に仮設道路を設置する場合には、泥土の固化処理を施す例が多い。

エ 堤体開削工

- ・堤体開削に当たっては、基礎地盤の状況、高さを確認しながら掘削を行い、丁寧に整形する。掘削完了時は、施設を設置する基礎地盤の支持力の確認を行う。

オ 埋立盛土

- ・埋立盛土を行う場合は、転圧に先立ち、草木根等が混入している場合は取り除くものとする。なお、1層のまき出し厚及び転圧機械は、必要な設計密度が得られるように適切に設定する。
- ・所定幅の転圧が終わり、隣接する次の転圧に移る場合は、転圧終了部分と重複（30～50cm）するようにし、未転圧部分が残らないようにしなければならない。
- ・盛土の締固めは、盛土材料の最適含水比付近で施工することが望ましいので、実際の含水比がこれと著しく異なる場合には、ばつ氣又は散水を行って、その含水比を調節する。また、盛土材料の品質によっては、盛土の締固めに先立ち、セメントや石灰による化学的な安定処理等を行う。

カ 水路工

- ・基礎地盤の支持力確認を行った上で水路を設置する。構造物周辺の埋戻し、盛土は構造物との確実な密着性及び必要な密度が得られるよう、タンパやランマ等で入念に転圧しなければならない。

キ 残土処分

- ・工事で発生した残土は適切に処分を行う。このとき、廃止する池内に処分が可能であれば経済的となる。また、池内処分ができない場合であっても、建設発生土の工事間での利用の促進に努めるものとする。
- ・池内処分を行う場合は、上流からの流入水の影響が少ない場所を選定する。また、残土は十分転圧し、法面の崩壊等がないように配慮するとともに、必要に応じてセメント改良等により安定を図る。
- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法」に規定する規制区域内において、残土処分のために一定規模以上の盛土（p. 55参照）を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可又は届出が必要となる。

(3) 環境への配慮

ため池の貯水機能の廃止に当たっては、事前に環境調査を実施し、動植物の生態について把握し、貴重種の有無にかかわらず、生物多様性の保全の観点から外来種の防除や駆除についても注意しながら、調査結果に基づき適切な環境保全対策を検討する。

また、施工計画において現地の条件に応じた的確な施工時期（繁殖期や生息・生育に重要な時期に施工を行わない）の設定や順序等の工夫、適切な仮設計画策定を行うとともに、計画設計内容や保全対象生物（写真と簡単な説明入り）等の確実な施工担当者への伝達、現場条件の変化に的確に対応できるような体制作りを行う。

環境保全対策としては以下のような手法がある。詳細は、「防災重点農業用ため池の廃止工事における生態系配慮について」（令和5年3月農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課 設計課 防災課）を参照すること。

- ・ビオトープ的な水域を一部残す。
- ・生物の移動、移植
- ・外来種の侵入防止、流出防止
- ・濁水対策、騒音・振動対策
- ・仮設工事における配慮

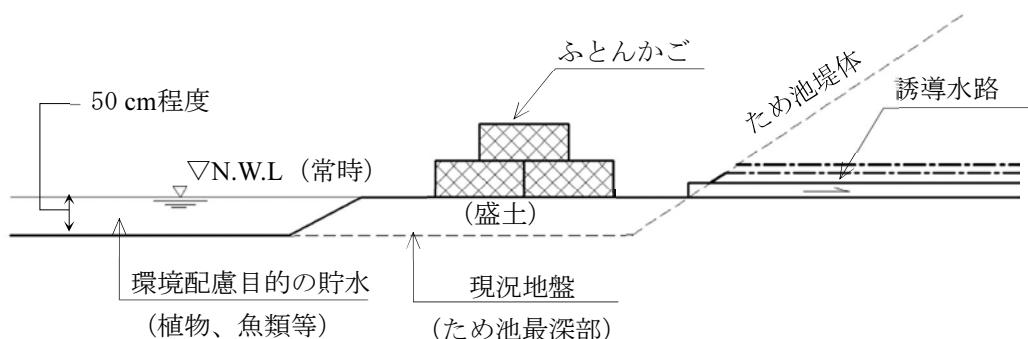


図-7.3 生物の生息空間として一部水域を残す環境配慮の事例

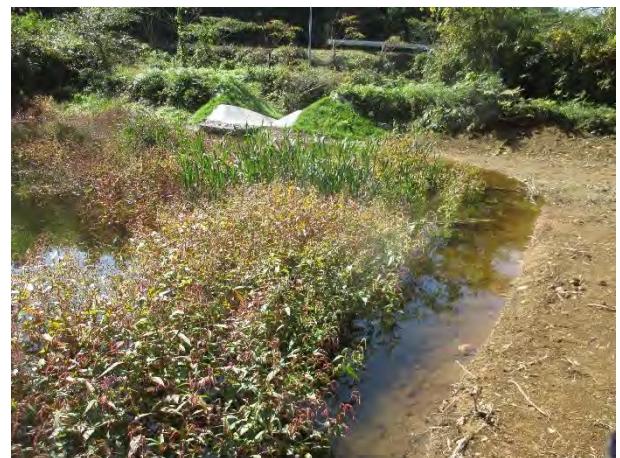


写真-7.1 生物の生息空間として一部水域を残す環境配慮の事例

引用・参考文献

農林水産省農村振興局：土地改良事業設計指針「ため池整備」（平成27年5月）

農林水産省農村振興局鳥獣対策・農村環境課 設計課 防災課：防災重点農業用ため池の廃止工事における生態系配慮について（令和5年3月）

第8章 その他

8.1 ため池廃止後の維持管理等

ため池廃止工事は、廃止後の維持管理方法、跡地利用方法等を地元関係者や予定管理者等と十分に協議した上で行う。

(1)維持管理

工事完了後の廃止ため池の維持管理（堤体開削部や暗渠部周辺、管理用道路等の除草、水路や枠の堆積土砂の撤去、常時及び異常時の見回り、異常が確認された場合の対応等）については、廃止前の所有者・管理者、地元自治体、地元自治会等と協議し、管理体制を明確にする。

このうち、堤体開削部や暗渠部周辺等の草木の繁茂や土砂の堆積により洪水の流下が阻害されると、洪水が残存堤体を越流して残存堤体が決壊することにより、周辺に甚大な被害を与えるおそれがあることから、特に堤体開削部や暗渠部周辺等の洪水流下断面における除草や堆積土砂の撤去等の維持管理を適時・適切に行うことが重要である。また、池敷や管理用道路については、廃止ため池の現場条件や周辺環境など、地域の実情を踏まえて、維持管理方法を検討の上、必要に応じて除草や堆積土砂の撤去等の維持管理を行うこととする。

(2)跡地の利活用

ため池を廃止する場合、跡地の利活用方策等について、地元関係者や予定管理者等と事前に定める。

(3)地目の変更

ため池廃止後は、不動産登記法第37条の規定により、地目の変更が必要となるため、登記名義人と事前に調整を行う。

8.2 ため池管理保全法及びため池工事特措法に基づく手続き

ため池廃止工事を行うときは、ため池管理保全法及びため池工事特措法に規定する必要な手続きを行うものとする。

(1)ため池管理保全法に基づく手続き

- ・特定農業用ため池の所有者等は、当該特定農業用ため池の廃止工事を施行しようとするときは、廃止工事に着手する日の30日前までに、当該廃止工事に関する計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- ・ため池の所有者は、当該農業用ため池を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(2)ため池工事特措法に基づく手続き

- ・都道府県知事は、防災重点農業用ため池の廃止工事を実施した場合、防災重点農業用ため池の指定の解除を行う。

【参考】「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」<抜粋>

(農業用ため池の届出)

第四条 (略)

2 農業用ため池の所有者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。当該農業用ため池を廃止したときも、同様とする。

(防災工事の施行)

第九条 特定農業用ため池の所有者等は、当該特定農業用ため池について防災工事（土地改良事業の施行として行うものその他農林水産省令で定めるものを除く。第三項及び次条第二項において同じ。）を施行しようとするときは、当該防災工事に着手する日の三十日前までに、農林水産省令で定めるところにより、当該防災工事に関する計画について都道府県知事に届け出なければならない。

出典：「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）」

【参考】「農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則」<抜粋>

(変更等の届出)

第五条 (略)

2 法第四条第二項後段の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してするものとする。

- 一 当該届出に係る農業用ため池の名称及び所在地
- 二 廃止の理由
- 三 廃止の年月日

(防災工事に関する計画の届出)

第十条 法第九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した計画書を提出してするものとする。

- 一 当該届出に係る特定農業用ため池の名称及び所在地
 - 二 防災工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
 - 三 防災工事の種類及び内容
 - 四 防災工事の施行の方法
- 2 前項の計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 当該届出者が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し
 - 二 当該届出者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
 - 三 特定農業用ため池の位置図、平面図、構造図その他必要な図面
 - 四 その他参考となるべき書類

出典：「農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第九号）」

【参考】「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」<抜粋>

(防災重点農業用ため池の指定等)

第四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、防災重点農業用ため池として指定することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。
- 3 前項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

出典：「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和二年法律第五十六号）」

【参考】「防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針」<抜粋>

第2 防災重点農業用ため池の指定について指針となるべき事項

2 防災重点農業用ため池の指定の解除

浸水区域に住宅等が存しなくなった場合、廃止工事（農業用ため池を廃止するために施行する工事をいう。以下同じ。）を実施した場合等、防災重点農業用ため池の指定要件に該当しなくなった農業用ため池については、法第4条第3項の規定に基づき、防災重点農業用ため池の指定の解除を行うことが適当である。

出典：「防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針」（令和2年農林水産省告示第1845号）」

8.3 ため池管理保全法に基づく防災工事の代執行

現に農業用水の貯水池として利用されておらず、所有者等が確知できない特定農業用ため池については、管理が十分に行われなくなり、決壊のおそれが高くなることから、都道府県知事はため池管理保全法第11条第1項第2号に規定する代執行により廃止工事を行うことが適当である。

都道府県知事は、次に掲げる場合、ため池管理保全法に基づき、代執行を行うことができるものとされており、現に農業用水の貯水池として利用されておらず、所有者等が確知できない特定農業用ため池については、代執行により廃止工事を行うことが適当である。

- (1) 防災工事を命ぜられた特定農業用ため池の所有者等が、防災工事を施行しないとき、施行しても十分でないとき、又は施行する見込みがないとき。
- (2) 所有者等が不明で探索を行っても、形状変更の意思確認をするのに必要となる所有者又は管理者が見つからず、防災工事命令の前提となる勧告を出せないとき。
- (3) 緊急に防災工事を施行する必要があり、勧告又は命令をするいとまがないとき。

なお、都道府県知事は、上記(2)に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該防災工事を施行すべき旨及びその期限までに当該防災工事を施行しないときは、自ら当該防災工事を施行し、当該防災工事の施行に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告するものとする。

図-8.3.1に代執行の実施に係る一般的な流れを示す。

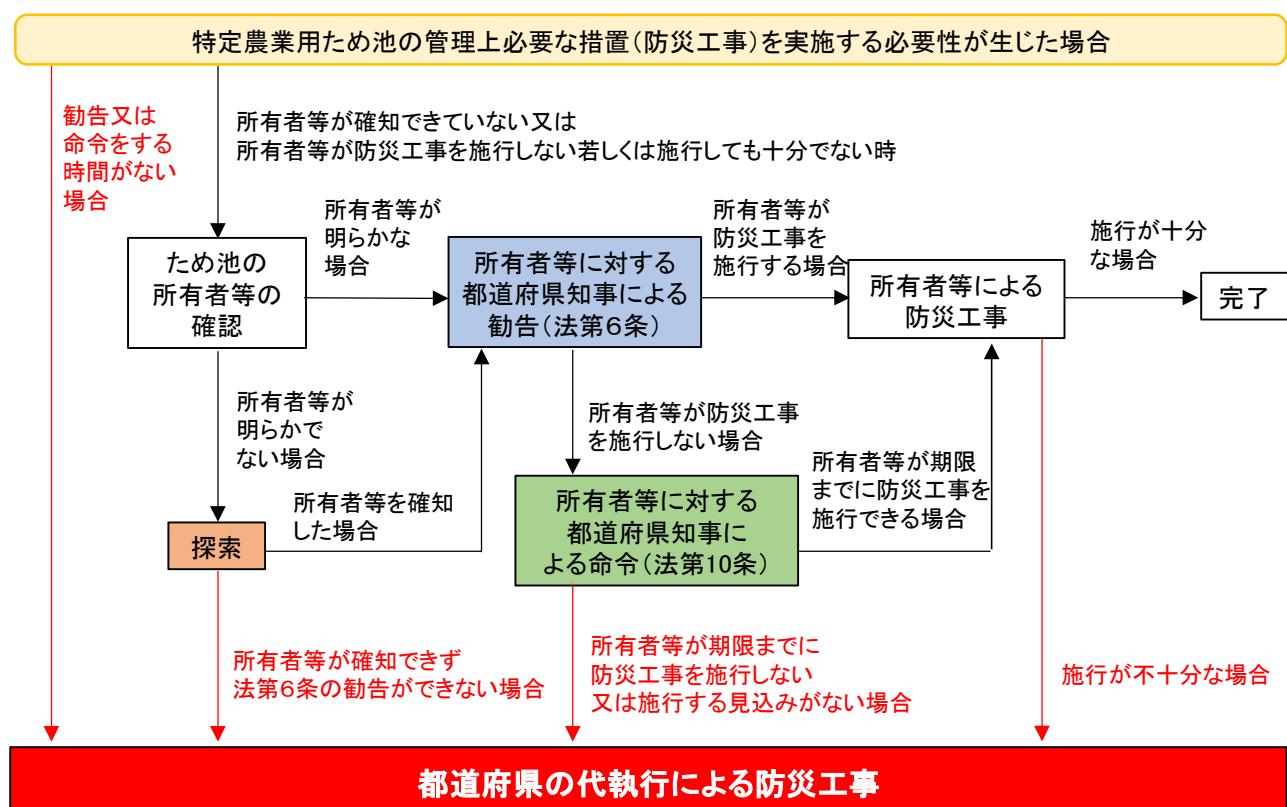


図-8.3.1 代執行の実施に係る一般的な流れ

【参考】「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」<抜粋>

(代執行)

第十一條 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその防災工事の全部又は一部を施行することができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該防災工事を施行すべき旨及びその期限までに当該防災工事を施行しないときは、自ら当該防災工事を施行し、当該防災工事の施行に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告するものとする。

- 一 前条の規定により防災工事を施行すべきことを命ぜられた特定農業用ため池の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る防災工事を施行しないとき、施行しても十分でないとき、又は施行する見込みがないとき。
 - 二 相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお特定農業用ため池の所有者等を確知することができないため第六条の勧告をすることができないとき。
 - 三 緊急に防災工事を施行する必要がある場合において、第六条の勧告又は前条の規定による命令をするいとまがないとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により防災工事の全部又は一部を施行したときは、当該防災工事の施行に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定農業用ため池の所有者等から徴収することができる。
 - 3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

出典：「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）」

【参考】「農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令」<抜粋>

(特定農業用ため池の所有者等の探索の方法)

第三条 法第十一条第一項第二号の政令で定める方法のうち特定農業用ため池の所有者に係るものは、当該所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該所有者であって確知することができないものを確知するために必要な情報（以下この項において「不確知所有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

- 一 当該特定農業用ため池の敷地である土地の登記事項証明書の交付を請求すること。
- 二 当該特定農業用ため池を現に占有する者その他の当該特定農業用ため池に係る不確知所有者関連情報を保有すると思料される者であって農林水産省令で定めるものに対し、当該不確知所有者関連情報の提供を求めること。
- 三 法第四条第三項のデータベースに当該特定農業用ため池の所有者として記録されている者又は前二号の措置により判明した当該特定農業用ため池の所有者と思料される者（以下この号及び次号において「記録名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該記録名義人等に係る不確知所有者関連情報の提供を求めること。
- 四 記録名義人等が死亡し、又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該記録名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設

立された法人その他の当該特定農業用ため池の所有者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該特定農業用ため池に係る不確知所有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不確知所有者関連情報の提供を求める。

五 前各号の措置により判明した当該特定農業用ため池の所有者と思料される者に対して、当該特定農業用ため池の所有者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

2 法第十一条第一項第二号の政令で定める方法のうち特定農業用ため池の管理者（法人でない団体にあっては、その代表者又は管理人を含む。以下この項において同じ。）に係るものは、当該管理者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の当該管理者であって確知することができないものを確知するために必要な情報（以下この項において「不確知管理者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

一 法第四条第三項のデータベースに当該特定農業用ため池の管理者として記録されている者が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該者に係る不確知管理者関連情報の提供を求める。

二 法第四条第三項のデータベースに当該特定農業用ため池の管理者として記録されている者が死亡し、又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該者又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該特定農業用ため池の管理者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該特定農業用ため池に係る不確知管理者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不確知管理者関連情報の提供を求める。

三 前二号の措置により判明した当該特定農業用ため池の管理者と思料される者に対して、当該特定農業用ため池の管理者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

出典：「農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（令和元年政令第二十二号）」

【参考】「農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則」<抜粋>

（不確知所有者関連情報を保有すると思料される者）

第十一条 令第三条第一項第二号（令第四条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該特定農業用ため池を現に占有する者
- 二 当該特定農業用ため池の敷地である土地について所有権その他の権利（登記されたものに限る。）を有する者
- 三 前二号に掲げる者のほか、都道府県知事（令第四条において準用する場合にあっては、市町村長）が保有する情報（当該特定農業用ため池の所有者の探索に必要な範囲内において保有するものに限る。）に基づき、不確知所有者関連情報を有すると思料される者

(不確知所有者関連情報の提供を求める措置)

第十二条 令第三条第一項第四号（令第四条において準用する場合を含む。）の規定により不確知所有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 記録名義人等が自然人である場合には、当該記録名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該記録名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。
- 二 前号の措置により判明した当該記録名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。
- 三 記録名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を求めること。
- 四 記録名義人等が法人であり、合併以外の理由により解散した場合には、当該記録名義人等の登記事項証明書に記載されている清算人に対して、書面の送付その他適当な方法により当該特定農業用ため池に係る不確知所有者関連情報の提供を求めること。

(特定農業用ため池の所有者を特定するための措置)

第十三条 令第三条第一項第五号（令第四条において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める措置は、当該特定農業用ため池の所有者と思料される者に対して、当該特定農業用ため池の所有者を特定するための書類を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により送付する措置とする。ただし、当該特定農業用ため池の所在する都道府県（令第四条において準用する場合にあっては、市町村）の区域内においては、当該措置に代えて、当該特定農業用ため池の所有者と思料される者を訪問する措置によることができる。

(不確知管理者関連情報の提供を求める措置)

第十四条 令第三条第二項第二号の規定により不確知管理者関連情報の提供を求める場合については、第十二条の規定を準用する。

(特定農業用ため池の管理者を特定するための措置)

第十五条 令第三条第二項第三号の農林水産省令で定める措置については、第十三条の規定を準用する。

(防災工事の施行に係る費用の徴収)

第十六条 都道府県知事は、法第十一条第二項の規定により防災工事の施行に要した費用を徴収しようとする場合においては、当該特定農業用ため池の所有者等に対し徴収しようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

出典：「農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第九号）」

【参考】「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第5条に規定する防災工事等推進計画の策定等について」<抜粋>

第4 防災工事の実施に関する事項（法第5条第2項第4号関係）

2 廃止工事

(1) 廃止工事の実施

現に、農業用水の貯水池として利用されていない防災重点農業用ため池については、管理が十分に行われなくなり、決壊のおそれが高くなることから、所有者等と調整の上、廃止工事により貯留機能を喪失させ、決壊による水害その他の災害を防止することが適当である。

また、農業用水の貯水池として利用する見込みがない、すなわち、農業用水の利用者が今後当該農業用水を利用しなくなることを意思表示している防災重点農業用ため池については、所有者等と調整し、近傍の農業用ため池等への統廃合や代替水源の確保と一体的に当該防災重点農業用ため池の廃止を検討することが適当である。

なお、所有者等が確知できない場合、都道府県知事は、ため池管理保全法第11条第1項第2号に規定する代執行により必要な防災工事を行うことが適当である。

出典：「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第5条に規定する防災工事等推進計画の策定等について（令和2年10月1日付け2農振第1843号農林水産省農村振興局長通知）」